

～子育て費用の支援～

児童手当

子ども未来課 児童福祉係 電話:0280-81-1301

児童手当は、高校生年代までのお子さんを養育している方に支給される手当です。

1. 支給金額(お子さん1人あたり)

お子さんの年齢区分	第1子・第2子の月額	第3子以降(※)の月額
0歳～3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代	10,000円	

※「第3子以降」とは、養育している大学生年代まで(22歳の誕生日後、最初の3月31日まで)のお子さんのうち、3番目以降をいいます。

支給時期

偶数月(2月、4月、6月、8月、10月、12月)にそれぞれ前月分までの2か月分を支給。
例:12月支給の場合は、10月分と11月分を支給。

2. 申請について

- 出生や転入などがあつた場合は、15日以内に子ども未来課で手続きをしてください。
- 申請をした月の翌月分から手当を支給します。
- 手続きが遅れると、遅れた月分の手当を受けられません。
- 公務員の方は職場での手続きとなります。



3. 申請に必要なもの

- ① 通帳またはキャッシュカードの写し(申請者名義のもの)
- ② マイナンバーがわかるもの(申請者と配偶者)

児童扶養手当

子ども未来課 児童福祉係 電話:0280-81-1301

児童扶養手当は、高校生年代まで(心身に一定の障がいがあるお子さんは20歳の誕生日の前日まで)のお子さんを養育しているひとり親家庭(母子家庭や父子家庭)の方に支給される手当です。

1. 支給金額 <R7年4月時点>

	全部支給(月額)	一部支給(月額)
第1子分	46,690円	46,680～11,010円
第2子以降加算分	11,030円	11,020～5,520円

支給金額は、申請者および同居の家族の所得によって、①全部支給 ②一部支給 ③全額停止(支給なし)のいずれかに決定されます。

支給時期

奇数月(1月、3月、5月、7月、9月、11月)にそれぞれ前月分までの2か月分を支給。
例:1月支給の場合は、11月分と12月分を支給。

2. 申請について

- 申請に必要なものは場合によって異なりますので、子ども未来課へお問い合わせください。
- 申請をした月の翌月分から手当を支給します。
- 手続きが遅れると、遅れた月分の手当を受けられません。
- **異性と同居している場合、または同居していなくても定期的な訪問かつ生活費の援助がある場合は、事実婚とみなされ、申請いただけません**ので、ご了承ください。

新生児の健やかな成長を願って記念品をプレゼントしています。

1. 対象者

境町に住民登録がある新生児と同居する父母または養育者

2. 申請について

出生の手続きの際に、子ども未来課にて、以下の「3.記念品」にある①②のどちらか1つの記念品を選んでいただき、お渡しいたします。

『②エジソンママ中空ステンレスフォーク&スプーン』を選んでいただいた場合は、当日、子ども未来課で注文書を記入していただき、約2週間後に、ご自宅へ配送されます。

3. 記念品

① エジソンママ出産祝い品3点セット

1点目：電動鼻水吸引器



- ✿電池タイプ
- ✿12.8cm × 5.1cm × 2.4cm

2点目：2wayネイルケアセット



- ✿充電タイプ
- ✿強さ、やすりの種類を変更可

3点目：離乳食ブレンダー パパッとクック



- ✿冷凍冷蔵で保管可
- ✿500mlペットボトルとほぼ同じ大きさ

② エジソンママ中空ステンレスフォーク&スプーン



お好きな字体を選んでいただき、お子さんのお名前やメッセージなど、お好きな文字を入れていただけます。

境町赤ちゃん紙おむつ等購入費助成事業

境町が登録した取扱店で、紙おむつや粉ミルクなどの育児用品を購入する際に使用できる「境町にこにこ赤ちゃんクーポン券」を最大で30,000円分交付します。

1. 対象者

境町に住民登録がある満1歳に満たないお子さんと同居する父母または養育者

2. 交付されるクーポン券の枚数

出生	18枚(2,500円券×8枚+1,000円券×10枚=30,000円分)
転入	転入確定の月～1歳の誕生日までの枚数(2,500円券×枚数)

クーポン券の有効期限は1歳の誕生日まで！

3. 助成対象商品

- ① 授乳関連用品(粉ミルク、哺乳瓶、消毒用品など)
- ② おむつ関連用品(紙おむつ、おむつカバー、おむつライナー、お尻ふきなど)
- ③ 離乳食関連用品(離乳食、食器、保存ケースなど)

※ 日用品・食料品・医薬品には使用できません。



4. クーポン券登録取扱店舗

	事業所名	取扱商品
1	(有)藤屋	おむつ・授乳関連商品
2	(株)カワチ薬品 ドラッグストアクラモチ境店	おむつ・授乳・離乳食関連商品
3	ウエルシア薬局茨城境町店	おむつ・授乳・離乳食関連商品
4	ドラッグストアセキ境店	おむつ・授乳・離乳食関連商品
5	クスリのアオキ茨城境店	おむつ・授乳・離乳食関連商品

5. 申請について

出生または転入の手続きの際に、「赤ちゃん紙おむつ等購入費助成申請書」を子ども未来課で記入していただきます。印鑑をご持参ください。

いばらき子育て家庭優待制度



このロゴマークの入ったカードであれば全国の協賛店舗で利用可能です。



「いばらきKids Club」カードを協賛店舗等で掲示すると、割引や優待サービスを受けられます。

妊娠中の方(配偶者含む)又は、18歳以下のお子さんを養育している父母1人につき1枚を交付します。

協賛店舗などの詳細は「いばらきKids Club」の裏面にあるQRコードからご覧いただけます。

配布場所

子ども未来課
または
保健センター

資格確認書等を使って医療機関を受診した場合、一部負担金が助成されます。

1. 制度内容

● 医療福祉費支給制度(マル福)

妊産婦、小児、母子家庭の母子、父子家庭の父子及び重度心身障害者の医療費の一部を助成し、医療費の負担を軽減する制度です。

● 境町医療費助成制度(マル境)

妊産婦マル福の対象とならない疾病、所得制限によりマル福の対象とならない小児や中学生・高校生相当の外来、19・20歳の学生について医療費の一部を助成する**境町独自の制度**です。

また、0歳～19・20歳の学生の年度末まで、マル福を使用した自己負担額も助成しています。

2. 使い方

マル福受給者証または医療費助成受給者証と資格確認書等を医療機関にて提示すると、以下の自己負担分のみで診療を受けることができます。**ただし、県外の医療機関では使用できません**ので、資格確認書等のみで請求された医療費をお支払い後に、役場保険年金課窓口にて支給申請を行ってください。

①領収書 ②受給者証 ③印鑑が必要です。

区分	外来の場合	入院の場合
0歳～18歳	医療機関ごとに 1回600円 月2回1,200円まで	医療機関ごとに 1日300円 月3,000円まで
19歳・20歳(学生のみ)	0歳～19・20歳の学生の年度末までの入院・外来自己負担分は、医療機関へ一度お支払いいただきますが、後日、口座へ振り込まれます。	
ひとり親家庭 (母子家庭・父子家庭)	医療機関ごとに 1回600円 月2回1,200円まで	医療機関ごとに 1日300円 月3,000円まで
妊産婦	自己負担なし	自己負担なし
重度障害者	自己負担なし	自己負担なし

注意事項

- 各制度の受給資格には所得制限があります。
- 自己負担は、病院・診療所ごとです。調剤薬局での保険適用部分の自己負担はありません。
- 学生とは、学校教育法に規定する大学及び専修学校その他、規則で定める学校に就学し、在学している方をいいます。

3. 申請について

申請により受給資格の判定後、マル福受給者証または医療費助成受給者証が交付されます。

申請に必要なもの

- ① 健康保険の資格内容が確認できるもの
- ② 金融機関の預金通帳
- ③ 学生証(19・20歳の学生のみ)

所得状況の確認ができない場合

他市町村から転入等された場合は、所得状況のわかるものとして、課税・非課税証明書等の提出をお願いします。
詳細は保険年金課までお問い合わせください。

チャイルドシート購入費補助

子ども未来課 児童福祉係 電話:0280-81-1301

1. 対象者

以下の①～③すべてに該当する方が対象となります。

- ① 境町に住民登録があり、現に居住している方
- ② 申請時において、2歳未満のお子さんを養育する父または母
- ③ 父および母が町税を完納していること

2. 申請に必要なもの

- ① チャイルドシート購入時の領収書

注 以下の領収書は無効となります。

- 購入者名(父または母)の記載がない
- 但書に「チャイルドシート代」の記載がない

注 領収書の発行がされない場合にのみ、レシートでも受付いたします。

- ② 印鑑
- ③ 通帳やキャッシュカードの写し(購入者名義のもの)
- ④ 取扱説明書の写し(対象年齢、商品名がわかるもの)

注 ジュニアシート(対象年齢が3歳以上のもの)は対象外です。

インターネットで購入した場合は、
以下のどちらか1つをご用意ください

- インターネット販売店が発行する領収書
- 代引き決済の場合は、
配送業者が発行する領収書

3. 助成金額

8,000円を限度とします。(8,000円未満の場合は、現に支払った額とします。)

4. 補助の制限

補助金の申請は、お子さん1人に対し1回とします。



多子世帯保育料軽減事業

認定こども園、保育所等に入所している**第2子以降の0～2歳児クラスのお子さんの保育料を全額補助**しています。

認可保育施設	保育料を支払う必要はありません。
上記以外の施設	申請要 。申請時期(9月(前期分)、3月(後期分)を予定)になりましたら、対象の方には通知にてご案内いたしますので、それまでは、従来通り、施設へ保育料をお支払いください。

※所得制限はありません。

※きょうだいの年齢制限もありません。同居している上のお子さんが何歳でも第1子・第2子に数えられます。

※補助の対象にならない施設もあります。

3～5歳児の給食費の補助

認定こども園、保育園等に入所している**3～5歳児クラスのお子さんの支払い済みの給食費を補助金**(月額上限:主食費800円、副食費4,500円)として支給しています。

町内施設、しらゆり幼稚園、柊幼稚園	申請不要
しらゆり幼稚園、柊幼稚園以外の町外施設	申請要 。申請時期(9月(前期分)、3月(後期分)を予定)になりましたら、対象の方には通知にてご案内いたします。

※所得制限はありません。

「3～5歳児の給食費の補助」における注意事項

- 給食費を滞納している場合は、申請手続き前に全額納付してください。

小中学校の給食費無償化

小中学校に在籍している児童生徒の給食費を無償としています。

1. **対象者** : 保護者および児童生徒が町内に居住し、児童生徒を養育している保護者

2. **支援額**

町内の小中学校	無償
町外の小中学校等	申請要 。境町給食費を上限として給付します(1月頃に対象の方にはご案内いたします) 小学生46,750円、中学1、2年生50,600円、中学3年生48,705円

境町こども食堂

まちづくり推進課 電話:0280-81-1314

子どもたちが「ちゃんとした食事」を安心して食べられる場所を提供し、地域全体で子どもを見守ることを目的に、お弁当を子どもたちへ無料配布しています。

- 実施日** : 毎週土曜日と日曜日(夏休み、冬休み、春休みは別日程になります)
※年末年始、祝日を除く。
- 対象者** : 境町に住民登録があるか境町へ通園通学している18歳以下のお子さん
- 提供数** : 各店舗10食
- 提供時間** : 11:00～16:00(なくなり次第終了)

【提供方法】

①「ごちめしウェブサイト」へアクセスする。

②店舗に来店し、「ごちめしウェブサイト」から、店舗情報のQRコードを読み取り、お弁当を受け取る。

※受け取りの際、お子さんの年齢確認のため保険証の提示が必要。



ごちめしウェブサイトの
QRコード



境町HPのQRコード
(対象店舗を確認できます)

英語検定補助事業

教育学習課 電話:0280-81-1325

英語検定を年1回、**無料**で受験できます。

対象者:町内の小中学校に在学中の児童生徒(全学年)

- ◇ 在学中の町内各小中学校で受験OK
- ◇ 受験料の全額を補助します

返金免除型奨学金貸付事業

教育学習課 電話:0280-81-1325

修学のために、経済的支援が必要な学生に奨学金を貸付します。なお、**学校卒業後、6か月以内に境町に居住し、かつ5年間居住を継続した場合は返還が免除されます。**

申請に必要なものや募集期間などの詳細につきましては、教育学習課へお問い合わせください。

1. 対象者

- ① 大学、大学院、短期大学、専門学校に在学中の方、もしくは4月から入学予定の方
- ② 境町民の被扶養者で、修学のために経済的支援が必要な方
- ③ 所定の条件を満たした連帯保証人を1名選任できる方

2. 選考方法

提出書類ならびに小論文試験(指定日時に役場で小論文試験を実施)

3. 貸付金額

年額24万円

※卒業後、農業に関連する産業への就職を希望する方は、上記金額に24万円上乗せして貸付できる場合があります。

通学高速バス定期券購入費助成金

地方創生課 電話:0280-81-1309

高速バス「境町～東京駅線」の通学定期券に対し、購入費の半額を助成します。

1. 対象者

- ① 高速バス「境町～東京駅線」の定期券を利用して通学している学生

※学生:小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校、専修学校、大学、大学院、短期大学に在籍している方

- ② 申請時に境町に住民登録がある方
- ③ 対象者およびその属する世帯全員が町税を滞納していないこと

2. 助成金額

定期券購入費の**半額**を助成

3. 申請について

随時受付しています。

申請に必要なものを持って、

役場地方創生課へ提出してください。

申請に必要なもの

- 申請書(町HPからダウンロード可)
- 印鑑
- 本人確認書類
- 住民票謄本
- ※発行日1か月以内で、**続柄の記載**があるもの
- 在学証明書または学生証のコピー
- 購入した定期券の画面(スクリーンショット可)

注意事項

- 申請は、年度毎に必要となります。
- 毎年度、初回の申請は、**定期券の有効期間の開始日から3か月以内**に行ってください。

境町子育て出産奨励金は、少子化進行への対策・3人目以上の出産家庭への経済的負担の軽減を目的として、3人目以上のお子さんを出産された方に奨励金を支給する制度です。

3人目以上のお子さん1人につき、最大50万円を限度額に支給します。

1. 支給時期

支給月は、7月・11月・2月です。



2. 受給要件

以下のすべての要件に該当する方が対象となります。

- 出産要件 : 3人目以上のお子さんを出産した方(婚姻によらない出産を除く。)
- 養育要件 : 2人以上の高校卒業まで(18歳になって以降、最初の年度末まで)のお子さんを養育している方
- 住所要件 :
 - 《1次支給》 対象のお子さんの出生日1年以上前～支給月まで継続して境町に住民登録がある方
 - 《2次・3次支給》 対象のお子さんの出生日～支給月まで継続して境町に住民登録がある方
- 納税要件 : 町税・上下水道料金・給食費・保育料などに滞納のない方

2次支給以降が支給されない場合があります

第1子 平成20年3月生まれ(17歳)
 第2子 令和4年3月生まれ(3歳)
 第3子 令和7年3月生まれ(対象のお子さん)
 [令和7年4月1日時点]



1次支給は、養育要件を満たすので、支給となりますが、2次・3次においては、第1子が18歳以上となるため支給されません。

3. 申請について

申請書等はそれぞれの支給時期にあわせて子ども未来課より郵送いたします。

『戸籍謄本(初回申請時のみ要)』と『申請者名義の通帳の写し』と一緒に子ども未来課へ提出してください。

各種手当を受けるためには社会福祉課へ申請手続きが必要です。

提出書類も異なりますので、詳細は役場社会福祉課へお問い合わせください。

所得状況の確認ができない場合

他市町村から転入等された場合は、所得状況のわかるものとして、課税・非課税証明書等の提出をお願いしています。詳細は社会福祉課までお問い合わせください。

1. 特別児童扶養手当

身体・知的・精神に障がいのある20歳未満のお子さんを家庭において監護している父または母もしくは父母にかわってそのお子さんを養育している方が手当を受けることができます。

この手当は児童扶養手当、児童手当、障害児福祉手当、在宅心身障害児福祉手当との併給が可能です。

● 支給対象者の目安

1級	身体障害者手帳がおおむね1・2級(内部障がいには例外あり)、療育手帳 マルA・A、 精神障害者保健福祉手帳がおおむね1級
2級	身体障害者手帳がおおむね3級(内部障がいには例外あり)、療育手帳がおおむねB、 精神障害者保健福祉手帳がおおむね2級

注 以下の場合、手当を受けることができません。

- お子さんおよび父母または養育者が日本国内に住んでいないとき
- お子さんが障がいによる公的年金を受けることができるとき
- お子さんが児童福祉施設に入所しているとき

● 支給金額 〈R7年4月時点〉

1級:56,800円(月額) 2級:37,830円(月額)

【支給月】 4月・8月・11月 (年3回)

※ 請求者、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。

2. 障害児福祉手当(在宅心身障害児福祉手当との併給は不可)

● 対象者

身体・知的・精神に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする在宅の方(20歳未満)

● 支給金額 〈R7年4月時点〉

16,100円(月額)

【支給月】 2月・5月・8月・11月 (年4回)

※ 請求者、配偶者および扶養義務者に所得制限があります。

3. 在宅心身障害児福祉手当(障害児福祉手当との併給は不可)

● 対象者

在宅で特別児童扶養手当の対象となる程度の障がい児(20歳未満)を介護している保護者

● 支給金額

3,000円(月額)

【支給月】 前期:10月/後期:4月 (年2回)

障害福祉サービス等

各種サービスを受けるためには、社会福祉課へ事前申請が必要です。

提出書類も異なりますので、ご利用を検討される方はご相談ください。

1. 障害福祉サービス事業

利用者が事業者と対等な関係に立ってサービスを選択し、契約を結ぶことにより、サービスを受けることができます。

障害福祉サービスを利用した場合、その費用は市町村と利用者で負担します。

● 申請手続

18歳未満の障がい児の保護者や、本人から依頼された代理人が申請可能です。

● 支給

障がいの状態、介護者の状態、他のサービスの利用状況などにより、審査決定します。

● サービスの種類

■ 居宅介護

ヘルパーによる介護や家事、外出の際の移動の介護など日常生活全般の援助を行います。

■ 短期入所

居宅において介護を受けることが困難になった場合に、短期間施設に宿泊できます。

■ 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や学校休業日において、創造的活動や機能訓練を行います。

■ 児童発達支援

未就学の障がい児に対して、創造的活動や機能訓練を行います。

■ 保育所等訪問支援

保育所等に通う障がい児に対して、支援員が保育所等を訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。

2. 相談支援

障がいのある方や保護者、介護を行っている方からの相談に応じ、必要な情報の提供や援助を行います。

【 障害児相談支援事業 】

利用する障害福祉サービスの種類及び内容を定めた計画を作成します。

障害福祉サービスを利用するためには、計画の作成が必要です。

3. 地域生活支援事業

身体・知的・精神に障がいのある方がサービス事業者と契約を結ぶことにより、利用することができます。

その費用は市町村と利用者で負担します。

- 申請手続

障がいのある方または保護者、もしくは本人から依頼された代理人でも申請可能です。

- 支給

障がいの状態、介護者の状態、他のサービスの利用状況などにより、審査決定します。

- サービスの種類

- 日中一時支援事業

障がいのある方を介護している家族が、社会的理由または私的理由により在宅における介護が一時的に困難になった場合、日中活動の場を提供し、その家族の介護負担の軽減を図ります。

- 日常生活用具給付事業

障がいのある方の日常生活が円滑に行われるよう、障がいの種類や程度に応じて、日常生活の利便を図るための用具を給付、貸付する事業です。

4. 育成医療

18歳未満の身体に障がいがあるお子さんや、病気があり放置すると、将来的に障がいが残る可能性があるお子さんで、手術等の治療により生活能力の改善が期待できる場合に、医療費の一部を公費で負担する制度です。

5. 補装具費の支給

身体上の障がいを補うために必要な補装具の購入・修理に係る費用が支給されます。

補装具は、障がいの種類や等級、疾病の種類などに応じて異なります。

- 対象者

身体障害者手帳の交付を受けているか、障害者総合支援法による指定難病患者等で、判定の結果、補装具が必要と認められた方

6. 軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児に対して、健全言語、社会性の発達を支援するため、補聴器の費用の一部を補助する制度です。

あけぼの会館 障害者交流センター

電話：0280-87-1380

身体障がい者並びに心身障がい児(者)等の健全な発達を目的とした活動の拠点となっています。

境町心身障害児(者)父母の会

町内の心身障がい児(者)をもつ父母をもって組織され、会員相互が手をつなぎあって、教育と福祉の向上並びに社会啓発を図ることを目的とした活動をしています。

境町の障がい児サービス事業所一覧

- 利用するには社会福祉課への申請が必要です。
- 利用料として、サービス費の利用者負担分(サービス受給者証に記載)、その他おやつ代等の実費が必要です。
- 開所時間や閉所日については、各事業所へお問い合わせください。

施 設 名	提 供 サ ー ビ ス	住 所	電 話 番 号
プーさんの家	放課後等デイサービス	境町蛇池409	0280-87-1380
	日中一時支援事業		
	障害児相談支援事業		
放課後等デイサービス 遊学館境教室	放課後等デイサービス	境町長井戸1642-1	0280-33-3370
	日中一時支援事業		
放課後デイサービス たいようの家	放課後等デイサービス	境町長井戸288-1	0280-23-1380
	障害児相談支援事業		
さんさん	放課後等デイサービス	境町1520-2	0280-81-2155
	日中一時支援事業		
こどもサークル境	放課後等デイサービス	境町上小橋175-1	0280-81-2000
	保育所等訪問支援		
	日中一時支援事業		

- 以下の事業所は、重症心身障害児(重度の身体障がいと重度の知的障がいが重複した状態のお子さん)が対象です

施 設 名	提 供 サ ー ビ ス	住 所	電 話 番 号
多機能型事業所 みつばち	児童発達支援	境町伏木2859-1	0280-23-3388
	放課後等デイサービス		
	日中一時支援事業		
多機能型事業所 ていーだ	児童発達支援	境町2187-10 メゾン・ド・境105	0280-33-3688
	放課後等デイサービス		
	日中一時支援事業		